



# 工事費内訳書の改正および 労務費ダンピング調査について (受注者向け)

福井県土木管理課

# 目次

01 改正の概要

02 改正後の内訳書の様式

03 労務費ダンピング調査について

04 Q & A

## 01

## 改正の概要①

建設業者における適正な労務費の確保の観点から、令和7年12月12日に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、公共工事の入札時に応募者は、**労務費等が明示された入札金額の内訳を提出しなければならない**こととされた。

**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）**

（入札金額の内訳の提出） ※改正部分（**赤下線**）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（**材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。**）を記載した書類を提出しなければならない。

**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（抜粋）**

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 **法定福利費**（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- 二 **安全衛生経費**（平成二八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- 三 **建設業退職金共済契約**（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）**に係る掛金**

# 01

## 改正の概要②

上記改正について、福井県として以下のとおり対応する。

### (1) 内訳書の改正

工事費内訳書の様式に労務費等を記入する欄を追加する。

**対象 令和8年4月1日以降に公告する全ての工事**

### (2) 「労務費ダンピング調査」の実施

提出された工事費内訳書において適正な労務費が確保されているかを確認するため、「労務費ダンピング調査」を実施する。

**対象 令和8年4月1日以降に公告する設計額1億円以上の土木一式工事、  
建築一式工事（今後、対象を拡大予定）**

## 02

## 改正後の内訳書の様式①

- ・土木部発注工事においては、入札公告に添付する工事費内訳書を下記のとおり改正する。

## 従来の様式

工事費内訳書				
【注意】各費目・工種の金額および工事価格に誤りがないことを入札参加者の責において必ず確認したうえで提出してください。				
費目・工種	規格	数量	単位	金額
本工事費				

⋮

直接工事費計				0
共通仮設費（率分）				
共通仮設費計				0
純工事費計				0
現場管理費				
工事原価計				0
一般管理費等				
工事価格				0
工事価格計				0
法定福利費概算額（税抜）				

## 新様式

の行が追加される。

空欄の場合、エラーメッセージが表示される。

直接工事費計				0
うち材料費				
うち労務費				
共通仮設費（率分）				
共通仮設費計				0
純工事費計				0
現場管理費				
うち法定福利費の事業主負担額				
うち建退協制度の掛金				
工事原価計				0
うち安全衛生経費				
一般管理費等				
工事価格				0
工事価格計				0
法定福利費概算額（税抜）				

※水産発注工事も土木部と同じ様式を使用

# 02

## 改正後の内訳書の様式②

- 農村整備および林業発注工事においては、入札公告に添付する工事費内訳書に新たに様式を追加する。

### 【従来の内訳書】

農業  
農村

工事費内訳書				
工事番号 J○○○○○				
工事名 令和4年度 業者名				
経営体育成基盤整備事業（土総）				
○○地区 第○号工事				
工事場所 福井市大手3丁目				
工事区分・工種・種別	規格名称	数量	単位	金額
工事原価		1.000	式	0
直接工事費		1.000	式	0
直接工事費（仮設工を除く）		1.000	式	0
・用水路工		1.000	式	0
・土工		1.000	式	0
・土留		100.000	m <sup>3</sup>	
・埋戻		100.000	m <sup>3</sup>	
・水路工		1.000	式	0
・集水溝工	1000×1000×800	5.000	箇所	
・BF400敷設		200.000	m	
間接工事費		1.000	式	0
共通仮設費		1.000	式	0
運搬費～管理費等		1.000	式	
現場管理費		1.000	式	
一般管理費等		1.000	式	
工事価格				0

林業

※参考様式  
見解に項目漏れや計算誤りがないか、念のため内容および計算結果を十分に確認して使用すること。  
独自の様式でも可。工事費内訳書記載の見積額は入札書記載の金額と一致すること。

工事費内訳書(参考様式)

令和 年 月 日

入札執行者 様

所在地  
商号または名称  
代表者 氏名

工事名 令和7年度 ○○○○工事  
工事場所 福井市○○町(○○)

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					

### 【様式追加】

別紙様式

(土木工事) 業者名				
工事費内訳書（新たに記載すべき経費）				
(工事名：○○○工事)				
種別	規格	数量	単位	金額
直接工事費		1	式	
うち材料費		1	式	
うち労務費		1	式	
純工事費		1	式	
現場管理費		1	式	
うち法定福利費の 事業主負担額		1	式	
うち建退共制度の 掛金		1	式	
工事原価		1	式	
うち安全衛生経費		1	式	

## 03

# 労務費ダンピング調査について

【対象工事】 設計額 1 億円以上の土木一式工事、建築一式工事

【調査対象】 落札候補者

【調査方法】

I 発注機関において、落札候補者が提出した工事費内訳書の**直接工事費**が一定水準以上か未満かの確認を行う。

※**一定水準** = 当該工事の**直接工事費の官積算額** × 0.97

II 一定水準を下回る場合、発注機関から落札候補者に**理由書の提出を指示する**。  
提出された理由書により、一定水準を下回る合理的な理由があるかを確認する。

III 合理的な理由が無い場合、発注機関から落札候補者に改善を求める注意文書を送付する。  
また、土木管理課から建設Gメンに通報を行う。 ※**契約は無効とならない**

## 04

## Q &amp; A（内訳書の改正について）①

Q1 いくらで記載すればよいのでしょうか？算出方法はありますか？

A 各経費の定義に当てはまる費用について、貴社が見積もる金額を記載してください。

Q2 該当がない経費は空欄にすればよいですか？

A 該当がない経費は空欄とせず、0と記載してください。

Q3 記載した労務費等の金額によって無効となりますか？

A 無効とはなりません。ただし、設計額1億円以上の土木一式工事、建築一式工事において、以下に当てはまる場合は、無効とします。

- ・材料費、労務費の合計が直接工事費を上回る場合
- ・法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金の合計が現場管理費を上回る場合
- ・安全衛生経費が工事原価を上回る場合

04

## Q & A（内訳書の改正について）②

Q4 工事費内訳書に労務費等を記載しなかった場合、入札は無効となりますか？

A 当面の間は、記載が無いことにより直ちに無効とはなりません。ただし、落札候補者となった際に、開札日から起算して2日以内（休日を除く。）に、メールまたは持参により記載したものを追加提出してください。

なお、設計額1億円以上の土木一式工事、建築一式工事において、追加提出がされない場合は無効となります。

## 04

## Q &amp; A（労務費ダンピング調査について）①

Q5 理由書はいつまでに提出すればよいですか？

A 提出を指示された日から起算して2日以内（休日を除く。）に、メールまたは持参により発注機関に提出してください。

Q6 理由書を提出しなかった場合、入札は無効となりますか？

A 期限内に理由書が提出されない場合は、建設Gメンに通報を行います（入札無効とはなりません）。

Q7 理由書の様式は決まっていますか？

A 後日、HPに様式を掲載しますので、そちらをご使用ください。

Q8 合理的な理由とは具体的にどのようなものですか？

A 国土交通省が公表している「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」のP34を参考としてください。

## 04

## Q &amp; A（労務費ダンピング調査について）②

Q9 直接工事費が一定水準を下回り、理由の確認が必要となった場合、理由の確認が完了するまで契約締結できないのでしょうか？

A 理由の確認を待たずに契約を締結します。

Q10 理由の確認の結果、注意を受けたことにより、次回以降の入札等に影響はありますか？

A 現時点では未定です。

Q11 建設Gメンに通報された案件は、立入検査等の対象となるのでしょうか？

A 通報された案件は、今後の建設Gメンによる調査や建設業法第31条に基づく立入検査の対象となる可能性があります。